

令和元年度 利用者負担額(保育料)【2・3号認定】

階層区分	年齢は4月1日時点の年齢を適用		3号認定 (0・1・2歳)		2号認定 (3歳)		2号認定 (4・5歳)			
	定義	市区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1	生活保護世帯等		A00	0	0	0	0	0		
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B01	0	0	0	0	0		
		その他の世帯	B02	7,000 (0)	6,800 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	
第3	均等割のみ	ひとり親・障がい者の世帯等	C04	7,000 (0)	6,800 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	
		その他の世帯	C01	14,000 (7,000)	13,700 (6,800)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	11,000 (5,500)	10,800 (5,400)	
第4	市町村民税 所得割額	48,600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	7,000 (0)	6,800 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)
			その他の世帯	C03	15,000 (7,500)	14,700 (7,300)	12,500 (6,200)	12,300 (6,100)	12,500 (6,200)	12,300 (6,100)
		48,600円以上 59,000円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C05	7,000 (0)	6,800 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)
			その他の世帯	D00	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	16,000 (8,000)	15,700 (7,800)	16,000 (8,000)	15,700 (7,800)
		57,700円以上 59,000円未満	その他の世帯	D01	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	16,000 (8,000)	15,700 (7,800)	16,000 (8,000)	15,700 (7,800)
			59,000円以上 77,200円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C06	7,000 (0)	6,800 (0)	4,600 (0)	4,500 (0)	4,600 (0)
		その他の世帯		D02	24,000 (12,000)	23,500 (11,700)	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)
		77,200円以上 97,000円未満	その他の世帯	D03	27,500 (13,700)	27,000 (13,500)	23,800 (11,900)	23,300 (11,600)	23,800 (11,900)	23,300 (11,600)
			97,000円以上 111,000円未満	その他の世帯	D04	29,700 (14,800)	29,100 (14,500)	26,400 (13,200)	25,900 (12,900)	25,800 (12,900)
		111,000円以上 169,000円未満		その他の世帯	D05	33,000 (16,500)	32,400 (16,200)	28,000 (14,000)	27,500 (13,700)	27,000 (13,500)
169,000円以上 211,300円未満	その他の世帯		D06	37,400 (18,700)	36,700 (18,300)	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)	28,000 (14,000)	27,500 (13,700)	
	211,300円以上 301,000円未満	その他の世帯	D07	40,000 (20,000)	39,300 (19,600)	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)	28,000 (14,000)	27,500 (13,700)	
301,000円以上 397,000円未満		その他の世帯	D08	41,000 (20,500)	40,300 (20,100)	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)	29,000 (14,500)	28,500 (14,200)	
	397,000円以上	その他の世帯	D09	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	42,200 (21,100)	41,400 (20,700)	35,100 (17,500)	34,500 (17,200)	

令和元年度 利用者負担額【1号認定】

階層区分	年齢は4月1日時点の年齢を適用		1号認定 (3歳以上)		
	定義	市区分			
第1	生活保護世帯等		A00	0	
第2	市町村民税 非課税世帯 (均等割のみ 課税世帯含む)	ひとり親・障がい者の世帯等	E01	0	
		その他の世帯	E02	2,700 (0)	
第3	市町村民税 所得割額	48,600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	F01	2,700 (0)
			その他の世帯	F02	6,600 (3,300)
		48,600円以上 59,000円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	G01	2,700 (0)
			その他の世帯	F03	8,300 (4,100)
		59,000円以上 77,200円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	G02	2,700 (0)
			その他の世帯	F04	10,100 (5,000)
		77,200円以上 97,000円未満	その他の世帯	F05	15,600 (7,800)
			97,000円以上 111,000円未満	その他の世帯	F06
		111,000円以上 169,000円未満		その他の世帯	F07
			169,000円以上 211,300円未満	その他の世帯	F08
211,300円以上	その他の世帯	F09		23,000 (11,500)	

※3号認定されている2歳児は、3歳となった日から2号認定となりますが、利用者負担額の年齢基準日は4月1日となるため、当該年度中は3号の利用者負担額が適用されます。

※3号認定(0歳児クラスから2歳児クラス)の児童のうち非課税世帯の児童、2号認定(3歳児クラスから5歳児クラス)の児童及び1号認定の児童の利用者負担額(保育料)は、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から0円(無料)となります。

*小学校就学前の範囲において、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントし、第1子から順に全額・半額(表の()内の金額)・無料となります(※)。

*年少から小学校3年までの範囲において、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントし、第1子から順に全額・半額(表の()内の金額)・無料となります(※)。

※カウントの対象となるのは、利用児童と同一の世帯の兄弟姉妹で、①小学校に在学(1号認定のみ)、②認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の対象施設に在園、③特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター(知的障がい児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由施設通園部・児童デイサービス)・児童心理治療施設に通所、④企業主導型保育事業に在園している児童です。(③④のときは在園証明書が必要)

○利用者負担額を算定する場合の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の税額控除前の額となります。

○同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を利用者負担額の計算に含む場合があります。

○その他の軽減措置等については、お母様面のとおりです。